

第 2 7 回

ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会

議 事 録

日 時 2 0 2 5 年（令和 7 年） 7 月 9 日（水） 午後 2 時 3 0 分
場 所 本庁舎 5 階 5－1 会議室

藤沢市 計画建築部 都市計画課

●午後 2 時 3 0 分開会

●挨拶（都市計画課）

●資料確認（都市計画課）

●成立宣言（都市計画課）

- ・委員 1 5 名が出席により成立

●会議、資料の公開（都市計画課）

- ・本日の協議会の議題は全て公開
- ・配付資料、会議録についてはホームページ等で公開する

●議題の確認（都市計画課）

●傍聴希望者の確認（都市計画課）

- ・傍聴希望者 0 名

●いただいた意見要旨と現在の取組状況

○岡村会長 本日は、議題が2件、ということでございますが、議題に入る前に、前回の協議会でいただいたご意見や質問に対し、事務局より説明があります。それではお願いいたします。

○事務局（都市計画課） 議題に移る前に、前回の協議会でいただいた意見や質問に関する内容についてお話しさせていただきます。

まず、一つ目に、外国人シェアサイクル利用者へのマナー周知はどのように行っているのかというご質問がございました。交通ルールについては、ハローサイクリングアプリメニュー内にある、「交通ルールとマナー」について周知を図っており、アプリが英語、中国語対応となっております。

二つ目のご意見として、鵜沼海岸引地線沿いの狭い緑道の中において、自転車と歩行者が混在して通行しており危険。車道側に矢羽根も設置されていない、とのご意見がありました。今後は本路線に関しまして、現行の整備基準に照らし合わせ、整備の必要性も含め、検討いたします。

三つ目のご意見ですが、動画作成についてご覧のように様々なご意見をいただきました。具体的な内容につきましては、議題（2）でお話しさせていただきます。

●議題（1）令和6年度の実施報告及び今後の取組について

○岡村会長 それでは、議題（1）「令和6年度の実施報告及び今後の取組について」の、基本方針1 自転車の利用環境が整うまちづくり（自転車通行空間の整備）について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（都市計画課） それでは、議題1、令和6年度の実施報告及び今後の取組についてご説明させていただきます。本議題については、3つの基本方針ごとに、実施報告及び今後の取組を各所管課から説明を行い、その説明ごとに質疑時間を設けさせていただきます。

【基本方針1 自転車の利用環境が整うまちづくり（自転車通行空間の整備）】

○事務局（道路整備課） 資料の7ページをご覧ください。「はしる」につきましては、「ふじさわサイクルプラン実施計画」に示しております、
「1. 自転車通行空間づくり」
「2. 鉄道駅周辺の自転車通行空間づくり」
「3. 先導的に取り組む路線以外の路線」の3つの施策で構成しております。

今回の説明については、それぞれの項目毎に実績と取組を説明します。実施スケジュールについては、令和12年度までを4期に分けており、令和7年度につきましては、第2期の最終年となっております。また、整備時期等の軽微な変更を含めた、ふじさわサイクルプラン実施計画の改定は、今年度を予定しております。

資料の8ページをご覧ください。こちらは、1つ目の施策である「自転車通行空間づくり」のスケジュールを示したものです。令和6年度の取組みといたしましては、紫色の枠で示している、藤沢駅辻堂駅線Ⅱの道路改良を行った区間、辻堂駅遠藤線のⅠ～Ⅲの区間のうちⅠ区間及びⅡ区間の一部、辻堂駅南海岸線ⅠⅡ区間について整備を行いました。

資料の9ページをご覧ください。こちらは、2つ目の施策である「鉄道駅周辺の自転車通行空間づくり」のスケジュールを示したものです。令和6年度の取組みとしては、主にN○17辻堂駅周辺の北側の整備と、残っていた部分のN○16藤沢駅周辺の整備をいたしました。令和7年度の取組みとしては、残りのN○17辻堂駅周辺の南側にあります路線の整備を行っていきます。

資料の10ページをご覧ください。鉄道駅周辺の整備形態についてご説明します。鉄道駅周辺につきましては、道路の状況に応じて、整備方法を定めております。左側に示してあります、歩道のある路線は、車道混在による整備として矢羽根の設置、右側上段に示しております、歩道がない路線は、左側通行の路面標示による整備を行います。また、駅中心部については、右側下段に示してありますとおり、自転車押し歩きを促す案内を車止めや路面シートなどを用いて整備を行っております。

資料の11ページをご覧ください。藤沢駅周辺の取組み状況ですが、自転車ネットワーク路線のうち、オレンジ色で示している箇所が、令和6年度に整備が完了した路線となっており、この路線をもちまして、藤沢駅周辺の自転車通行空間整備につきましては、全て完了いたしました。

資料の12ページをご覧ください。整備の一例として、写真にありますとおり、鶴沼29・31号線では、幅の狭い側溝を用いることで、限られた道路幅員の中に矢羽根を整備し、自転車通行空間のスペースを確保しました。

資料の13ページをご覧ください。辻堂駅周辺において、令和6年度は紫色で示した辻堂駅北側の路線について、車道混在の整備を行いました。令和7年度につきましては、残りのピンク色で示している路線の調整を引続き進めていきます。

資料の14ページをご覧ください。辻堂駅周辺の、令和6年度の整備実績の一例です。写真のとおり、矢羽根と左側通行の路面標示等による整備を行いました。

資料の15ページをご覧ください。最後の3つ目の施策の「先導的に取り組む路線以外の路線」のスケジュールを示したものです。令和6年度の取組みといたしましては、紫色の枠で囲っている「藤沢駅鶴沼海岸線Ⅰ」等の路線について整備を行いました。令和7年度の取組みといたしましては、黄色の枠で囲っている「辻堂駅初タラ線」等の路

線について整備を行う予定です。また、第3期整備予定路線を含めたオレンジ色の枠で囲っている「亀井野二本松線」等の路線については、引続き関係機関等と調整を行っていきます。

資料の16ページをご覧ください。自転車通行空間の整備前後には、地域での会議の場で事業の説明を行ったり、回覧板や藤沢市の公式LINEによる事業の周知を行っております。表示しているチラシについては、令和6年度の整備後に、藤沢市公式LINEを使い完成写真とともに自転車安全利用五則を周知したものになります。引続き防犯交通安全課や警察と連携し、自転車通行空間の利用ルールの周知に努めてまいります。

「はしる」に関する令和6年度の実績報告及び今後の取組についての説明は以上となります。

○A委員 矢羽根と専用通行帯との違いは何でしょうか。

○事務局（道路整備課） 矢羽根については、車線の中で車と共存しながら走っていくものになります。また、専用通行帯は路肩側を自転車だけが走る形になりまして、車はセンターライン側の車線を走る形となっております。それぞれ一緒に走るか、独立して専用として走るかの違いがございます。

【基本方針1 自転車の利用環境が整うまちづくり（駐輪環境づくり）】

○事務局（道路下水道総務課） ふじさわサイクルプランの基本方針の「自転車の利用環境が整うまちづくり」における「鉄道駅周辺を重点とした利用者にやさしい駐輪環境づくり」について、令和6年度の実績報告と今後の取組について説明いたします。

まず、藤沢市の自転車等駐車場の整備状況について説明いたします。ご覧の地図は、市内における鉄道駅と市営の自転車等駐車場、自転車等放置禁止区域に指定している駅周辺を示したものです。今年度5月に、用地を借地契約で運営しておりました鵜沼海岸駅第2自転車駐車場が、地権者様のご意向で閉鎖となりましたので、本日の時点で赤い点で示している有料自転車等駐車場は27施設、緑の点で示している無料自転車等駐車場は5施設、合計32施設となりました。また、図中のピンクの丸で示している藤沢駅や辻堂駅、湘南台駅など9駅の周辺を自転車等放置禁止区域として指定しています。続いて、令和6年度の取り組みについて説明いたします。

令和6年度の取組として、最初に辻堂駅北口交通広場自転車駐車場について説明いたします。辻堂駅北口交通広場自転車駐車場は、供用開始後14年が経過しており、当初より設置されていた機械式ゲートの老朽化が著しく、不具合が多発しておりました。また、近年の自転車の大型化に伴い、既存駐輪ラックでは、間隔が狭く、利用できるスペースに支障が出ておりました。このような状況を踏まえ、利用者の駐輪環境と利便性の向上を図るため、令和6年4月に機械式ゲートの更新を行い、令和6年12月に場内の

ラック改修および大型化に対応した思いやりスペースの増設を行いました。

続いて、令和6年度に機械化をした六会日大前駅西口自転車等駐車場について説明いたします。機械化とは、ふじさわサイクルプランの実施計画において、「自転車の利用環境が整うまちづくり」の「駐輪環境整備」の施策に位置づけたもので、利便性の向上や適切な台数管理を目的としたゲート設置等による機械化を行うものです。機械化は実施計画に基づき、第1期から第2期の間に、市内全ての市営の有料自転車等駐車場を機械化するよう計画しております。令和6年度は、この実施計画に基づき、六会日大前駅西口自転車等駐車場の機械化を実施いたしました。機械式ゲートや精算機、定期更新機を設置し、交通系ICカードでの決済や24時間の利用が可能となりました。

続きまして、今後の取組について、令和7年度の取組を説明いたします。令和7年度は1施設の機器更新と2施設の機械化を予定しております。最初に、こちらの藤沢駅南口路上自転車駐車場につきましては、供用開始から12年が経過しており、当初より設置された電磁ロック式の個別ロックが経年劣化により、不具合が多発しておりました。このような状況を踏まえ、令和7年4月に機器の更新を行いました。

最後に令和7年度に機械化予定の2施設について説明いたします。ふじさわサイクルプランの実施計画の第2期の最後の年である令和7年度では、12月に辻堂駅北口自転車等駐車場、2月に藤沢駅南口自転車等駐車場の2施設の機械化を予定しております。この2施設の機械化を持ちまして、藤沢市内の市営有料駐輪施設の機械化が全て完了となります。今後も「駐輪環境づくり」の施策方針に基づき、新たな駐輪スペースの確保や既存駐輪施設の利用環境の向上、駐輪施設の老朽化対策・長寿命化、放置自転車対策の推進に努めてまいります。以上で、ふじさわサイクルプランの基本方針における「駐輪環境づくり」部門の説明を終わります。

○B委員 北口の駐輪場で、喫煙所の隣にある駐輪場はまだ係の方がいらして、月極契約を毎月機械で更新はできるようになったのですが、無人にする計画はないのでしょうか。また、そこから少し西側にもう1ヶ所、駐輪場があり、そこも係の方がいらっしゃる駐輪場なのですが、その2ヶ所は今まで通りの形態で進められるのでしょうか。

○事務局（道路下水道総務課） まず藤沢駅北口の喫煙所の横にある施設が、藤沢駅北口市役所前第1自転車等駐車場という施設なのですが、こちらにつきましては、全て自転車、原付の定期利用となっておりまして、一時利用での機械管理が不要な施設となっております。定期更新につきましては、置いてある定期更新機にて更新をするよう運用しております。その定期更新につきましては、指定管理者の方が有人での受付のみという運用をしておりまして、今後Web定期申込受付等の導入を指定管理者と協議を進めていきますが、今のところの運用状況としましては、有人での受付となり、完全な無人化というのは、現状的には難しい状況となります。

【基本方針２ 自転車を安全に利用できるまちづくり】

○事務局（防犯交通安全課） 前年度の実績報告及び、今後の取り組みについて説明いたします。

まずはじめに「ふじさわ交通安全まつり」についてです。昨年５月２５日（土）にイトーヨーカドー湘南台店にて、ふじさわ交通安全まつりを開催し、約１，５００人が来場しました。スタントマンが自転車事故等を再現するスケアード・ストレートを実施し、交通事故の恐ろしさを身をもって体験していただきました。その他パトカーやブローカーなどの働く車を展示し、写真撮影や乗車体験をして楽しんでいただきました。また、パラリンピック金メダリスト石井雅史選手による自転車教室を開催し、自転車の安全な乗り方について、参加した小学生にご指導いただきました。

次に「自転車安全利用啓発」についてです。市内の公立高校１年生約１，７００人を対象に、自転車の交通ルールを記載したリーフレットと、啓発グッズの電子メモパッドを配布し、通学時等における自転車の安全利用を呼びかけました。また、市内の保育園・幼稚園等を通じて、４歳児になる園児の保護者約３，０００人に対し「親子乗り自転車の正しい利用方法」についてのリーフレットを配布しました。そして、自転車商協同組合様にご協力いただき、加盟店１６店において、自転車購入者に対し、自転車ルールブックの配布をしていただきました。その他、昨年１１月に自転車のながらスマホ及び酒気帯び運転の罰則が強化されたことを受け、ミスターマックス湘南藤沢ショッピングセンターとイトーヨーカドー湘南台店において、警察と合同で、新たな罰則を示したチラシの配布を行いました。

次に「自転車街頭点検」についてです。令和６年度も自転車商協同組合様にご協力いただき、全８箇所で行いました。３地区が雨天中止となったため、令和５年度よりも点検台数が減っていますが、多くの方に点検を受けていただきました。

次に「過去５年間の自転車事故及び交通安全教室に関するデータの推移」です。事故件数に関しては、警察から提供いただいた１～１２月のデータを記載しています。令和５年と比べて、藤沢市内の自転車事故の発生件数及び負傷者数は減少していますが、誠に残念なことに、２人の方が自転車に関連する事故によって亡くなっています。また、全事故件数に占める自転車事故の割合は２７．０％と県下平均２４．１％と比べると高い値となっています。交通安全教室については、保育園、幼稚園、小・中学校、高校で実施した教室と、各市民センターで高齢者の方向けに実施した教室、自動車学校で実施した四輪・二輪教室を合計した値を記載しています。特に、自転車の交通ルールについては、小学校３年生以上及び中学生、高校生を対象とした交通安全教室において取り上げています。令和６年度は開催回数、参加人数ともに、過去５年間で最も多い結果となりました。

次に「その他の取組」です。毎年、小・中学生の夏休みの課題として、交通安全ポスターを募集しています。令和６年度は、自転車のながら運転に対して注意を呼びかける

作品や、ヘルメットの着用を促す作品が多く寄せられました。また、年間を通じて交通安全に関係するビデオやDVDの貸し出しを行っており、会議や研修等でご活用いただいています。そして、春・夏・秋・年末の交通安全運動の期間には、各市民センター等で、啓発グッズを配布するキャンペーン活動を行ったほか、地域回覧や広報を通じて、自転車の安全利用について啓発を行いました。

ここからは、今年度の取組について説明いたします。まず初めに「ふじさわ交通安全まつり」についてです。今年度は、5月17日（土）にミスターマックス湘南藤沢ショッピングセンターにて、ふじさわ交通安全まつりの開催を予定しており、スケアード・ストレートや働く車の展示に加え、交通安全教室や電動モビリティ体験、交通安全VR体験等のイベントを準備していましたが、雨天のため中止となりました。来年度は、イトーヨーカドー湘南台店で開催予定です。

次に「自転車街頭点検」についてです。今年度も自転車商協同組合様にご協力いただき、5月に市内全10箇所で行いました。今年度は、明治地区が雨天のため中止となりましたが、実施地区での平均点検台数は1時間あたり39台と非常に多くの方にご参加いただきました。

次に「外国人の方へ向けた啓発」についてです。藤沢市ホームページにおいて、やさしい日本語を用いて作成した自転車交通ルールの啓発動画のほか、神奈川県が作成した外国語版の自転車ルールブック等を掲載し、自転車の安全利用を呼びかけています。

最後に今後の取組としましては、昨年度に続き、高校生や、保育園・幼稚園等へ通う園児の保護者及び、自転車購入者に対してリーフレットの配布等を通じて、自転車の安全利用啓発に取り組んでまいります。また、小・中学生交通安全ポスター展についても例年通り実施し、12月に表彰式を開催予定です。引き続き、交通安全運動期間を含め、年間を通じて、自転車の安全利用について周知・啓発を行ってまいります。

○C委員 自転車街頭点検についてですが、これは点検をするだけで、もし不具合などが発見された場合は、修理等は行ってもらえるのでしょうか。またスポーツ自転車のクロスバイクやロードバイクも見てもらえるのでしょうか。

○事務局（防犯交通安全課） 自転車商協同組合に所属する自転車屋さんにご協力をいただき、チェックリストによる不具合の箇所などを点検しております。その場で修理は行わずに、後日、そのチェックリストを自転車屋さんにお持ちいただいて、修理をしていただくという形です。ロードバイク等も点検は可能です。

○C委員 事前に何か通達があつてここに持っていけば点検を実施してくれるみたいな、何か情報があるのでしょうか。

○事務局（防犯交通安全課） 地区ごとに実施をしております、広報、市のLINEでお知らせをしています。

○D委員 自宅近くの自転車屋さんの一つがしばらく前に閉店し、藤沢駅前の大型ショッピングセンター店内にある自転車店は修理に応じてはくれますが、予約制で何日か待たないと受け付けてもらえないです。サイクリングの向けの高級自転車を扱う店では、家庭用の自転車の修理は受け付けてくれないそうです。普段家庭で使う自転車もパンクや、ブレーキの不具合だったりしたときに、ちょっと見てもらえる地元の自転車店があると助かります。地域住民の利便のために行政としてできることがあれば検討していただきたいと思います。

○事務局（都市計画課） サイクルプランの中で自転車店を全て把握したり、閉店情報等を把握はしておりませんが、街中で自転車を快適に利用できるよう、修理等ができる場所があることは大事なことで、自転車を安全に利用するためには、点検等を実施することは必要だと思いますので、自転車商協同組合さんとの連携、情報収集しながら、何かできることがあれば、行政としても考えていこうと思っております。

○E委員 自転車ルールブックというのがあって、毎日自転車に乗っていても、そうだったのかとルールを改めて再認識することが多いし、欲しいなと思うのですが、加盟店で自転車購入者に対しルールブックはいただけないのでしょうか。

○事務局（防犯交通安全課） ルールブックは神奈川県が作っており、インターネット上に公開しています。

○E委員 なかなかインターネット上だと見ない人が多いかなと思うので、自転車買ったときだとすごくいいチャンスだと思うので、もしいただけたら嬉しいなと思います。

○岡村会長 全ての自転車を販売する店が組合に加盟しているわけではないと思います。量販店的なところからは全部入っているわけではないので、量販店で買う人も特に安価な自転車をお求めになる方は多い可能性もあり、そのあたりの連携は中々難しい面はあるかと思いますが、これも事務局に研究していただくというところでしょう。

○岡村会長 以前に比べると、ルールの遵守状況は、体感的なところと実際の数字は市としてはどのように認識されていますか。

○事務局（防犯交通安全課） 自転車の全般的なルールにつきましては、昨年度の厳罰化

やヘルメットの義務化があった後も、いろいろ運動はさせていただいていますが、劇的にすぐに良くなっているということはありません。ヘルメットをかぶってらっしゃる方の調査を辻堂駅付近の地下道でいたしました、その時の着用率は10%未満で、ヘルメット着用も含め、これからさらに推進していけるよう、いろいろな施策をしていかなければいけないというのが見解です。

○C委員 来年4月から青切符導入ということが報道されていますが、警察、藤沢市として具体的に4月からガラッと何か大きなことをされるつもりでいらっしゃるのでしょうか。

○F委員 ニュース等で報道されておりますが、具体的な取り締まり要領等はこれからですので、今後本部もしくは、警察庁の方針が我々の方に降りてくると思います。今お伝えできることはありませんが、それを基にやはりルール周知ということで、ルールブックを含めて警察の方で作成したチラシ等を配布していかなければいけないという認識でおります。

○事務局（防犯交通安全課） 今回の反則金制度は関心が高いとは思いますが、今から動きますと皆さんの関心は薄れてしまいますので、年明けぐらいにショッピングモールや高校生への配布というのを、反則金と合わせてマナーも一緒に広く周知していきたいと計画をしております。

○G委員 改めて自転車による事故の件数が多いと感じました。この事故の件数全て自転車側が悪いのかなという疑問を感じておりまして、最近歩行者にも携帯をしながら歩いたり、また音楽を聞きながら歩いたり、夜間黒いスーツで歩いていると、自転車の方がびっくりされたりといったケースがございます。歩行者にも自転車の接近には注意をしてくださいというような、呼びかけなどの啓発運動というのをしていただければと思います。

○事務局（防犯交通安全課） 交通安全教室では自転車の教育をしておりますが、歩行者についても、小学生や高校生も含め、交通安全を守るために左右を確認するなどの内容も同時に行っております。自転車と歩行者、両方に対して注意をしていく、という形でこれからも進めてまいりたいと思います。

【基本方針3 自転車を活用したまちづくり】

○事務局（都市計画課） 基本方針3「自転車を活用したまちづくり」の昨年度の取組内容とそれぞれの今後の方針をご説明します。

- 1 シェアサイクル実証実験、2 サイクルアンドバスライド施設の整備、
- 3 自転車の利用促進に繋がる情報発信の順に説明させていただきます。

シェアサイクル実証実験について、説明させていただきます。この実証実験の概要につきましては、スライド左側に示す通りで、実施期間は毎年1年ずつ更新をしています。シェアサイクルのステーションにつきましては、2025年3月末時点で、スライド右の図のように藤沢市内に160箇所が設置されております。昨年度は、市内全域で25か所のステーションが増設されました。現在は、市内の主要駅である藤沢駅・辻堂駅・湘南台駅や、人の移動が多い江の島や慶応大学などのエリアを中心に、ステーションが広がっていています。

次にシェアサイクルの利用状況について、ご説明いたします。こちらのグラフは、実証実験を開始した2019年8月から2025年3月までの月間の利用回数、利用者数をまとめたグラフです。利用回数が青線、利用者数がオレンジ線になります。利用回数は、貸出または返却で藤沢市内のステーションを利用した回数のことを示し、利用者数とは、シェアサイクルを1回以上利用した方の数を示しております。利用回数・利用者数は年々増加しており、2024年の3月には約22,000回だった利用回数が、2024年の10月には40,000回を超え、直近の2025年3月には約34,000回まで増加しており、ステーションの増加に伴い、利用も増加している状況です。

実際に行ったステーションの設置に関する具体的な取組を紹介いたします。昨年度はFujisawa SSTマネジメント株式会社と連携し、Fujisawa SST内の公園にステーションの設置を行いました。通常のステーションの設置の流れとしては、事業者様から設置要望をいただき、施設管理者及び地域の方々との調整を行い、設定をいたしますが、SST内の設置では地域からの要望を受け、設置を行いました。地域要望の場合、ニーズがあるところに設置するため、多くの利用回数が見込める、公園利用者の理解が得られやすい、苦情等が発生したときも迅速に対応も取りやすいといったことから利用回数の増加がみられ、公園管理者からも通常より多くの台数で許可をいただくことができました。

二つ目は、公園管理者が不法駐輪に対して課題を抱えていたことから、全公園のステーションに対し、公園管理者、シェアサイクル事業者と連携し、シェアサイクルが不法駐輪を誘発しないように、対応策を実施しました。課題を解決することで、市民、施設管理者から利便性向上のための交通手段として理解していただけるように努めてまいります。

シェアサイクル事業の取組指標です。ふじさわサイクルプランでは取組指標としてシェアサイクルポートの箇所数を設定しており、2023年度末において、131箇所であったものの増加を目指しております。2024年度末におきましては160箇所となっており、今後も更なる増加を目指します。今後はどのような場所に配置すべきかを整理しながら、より効果的に利用促進を行っていきたいと思います。

続いて、サイクルアンドバスライド施設の整備についてご説明いたします。サイクルアンドバスライドは、近くのバス停等まで自転車でいける環境を整え、自転車とバスを上手に組み合わせて利用するシステムをつくることにより、自家用車から公共交通である路線バスへの利用転換を促し、自動車のまちなかへの流入を抑制することを目的としております。現在、市内では4箇所120台分の駐輪施設を整備しています。スライド左下に示しているグラフは、年度ごとの平均利用率を示しています。平均利用率は、毎月駐輪されている平均台数を収容台数で割ったものです。用田バス停については利用率が27%と低い数値を示しておりますが、収容台数が53台と多く、利用台数としては15台程度の利用数があり、一定の効果があるものと考えております。また、湘南大庭地区にある、矢尻バス停、湘南ライフタウンバス停については、利用率が50%を超えており、横ばい傾向の施設もございますが、継続して利用していただいております。

こちらは、サイクルアンドバスライド4箇所合計の年度別日平均利用台数です。徐々に住民の方々に施設への周知がなされ、利用者が増えており、利用状況に応じて施設を増やしていきました。2024年度においては55台の利用があり、公共交通への利用変換が図られていることがわかります。

また、サイクルアンドバスライドの利用を促進するため、周辺地域への周知ビラを配布しており、昨年度は、10月に周辺の37自治会への回覧を行いました。今年度も、周知ビラの配布を行い、利用促進を進めていく予定です。

サイクルアンドバスライド事業の取組指標です。ふじさわサイクルプランでは、取組指標としてサイクルアンドバスライドの箇所数を設定しており、2023年度末において、4箇所であったものを8箇所にすることを目指すとしております。2024年度末では、まだ4箇所と計画当初と変わっておりませんが、湘南大庭地区において計画されているモビリティ・ハブ施策と連携し、増やしていく予定です。ここで、モビリティ・ハブについてなじみがないと思いますのでご説明させていただきます。様々な交通手段の乗換拠点、モビリティのハブを主要なバス停に設けることで地域の利便性の向上を図るものです。人が集まることで、単なる乗換拠点だけではなく、地域の憩いの場としても活用ができないかと検討中の事業でございます。

最後に、自転車の利用促進に繋がる情報発信について説明させていただきます。本市では、スルガ銀行と「ふじさわサイクルパートナーシップ協定」を締結し、自転車を利用したシティプロモーションを共同で実施しております。その一環として、『ふじさわキュン・ぽた』という市内の観光スポットを中心としたコースを自転車で巡る様子を、SNSで情報発信をしております。2024年度は計4エピソードを紹介し、春の名所・夏の名所など、季節に応じた情報発信を行っております。今後も引き続き、観光や健康部門とも連携して、自転車の利用促進に繋がる情報発信を進めてまいります。以上で、「自転車を活用したまちづくり」の説明を終わります。

○H委員 シェアサイクルをご活用いただくためには、理想は500mに1ヶ所ぐらい候補ステーションが出来てくると非常に利便性が高まりますが、これから事業を進めるにあたって、場所の確保がこれからどんどん課題になってくると思います。やはりバス停の近くといった場所を確保しないと事業が進んでいかないものなので、我々も場所の確保をできるだけ地域の皆様と、ご相談しながら進めているというところですよ。

○A委員 シェアサイクルの申し込みについて、置きたいと要望があっても内容を知らない人とかもいるのですが、例えば商店街とか自転車組合さんとかに案内を出しているのでしょうか。

○事務局（都市計画課） 自転車商協同組合様には案内は出させていただいてないようですが、もしご協力していただけるということであれば、また後ほどご相談させていただければと思いますよろしくお願いいたします。

○E委員 モビリティ・ハブで、バス停の横にパブリックスペースを作るというのが、具体的によくわからなくて、この絵では椅子とテーブルで、何か皆さんが集まってらっしゃるんですけど、私のイメージ的には皆さん先を急いでいて、そこでマッタリする時間があるのかなって思ったので、具体的なことを教えていただけますか。

○事務局（都市計画課） 具体的なところまではまだ検討はできてはいないところがありますが、こういった乗り物の乗り換え拠点を作ることによって人が集まりやすく、そこにちょっとした休めるスペースや、地域の方々が使えるようなスペースがあると、地域の賑わいの創出に繋がるのではないかとということで、スペースがあるところでは限られた範囲の中で何ができるかというところを今検討しているような状況でございます。

○E委員 例えば、お野菜を売ったりといったことをイメージしたんですけど。

○事務局（都市計画課） それも一つの案ということで、私達も常々話をしております。

○岡村会長 なかなか国内でもこれはという事例はないのですが、例えばバスの終点が団地で、空き店舗があるようなところでは団地活性化の中でバス停を位置付けるといったことは聞いています。大庭地区は待つこともなくバスはやって来るところなので、バスを使っている方が集まるのとは少し違うような形での、パブリックスペースなのかも知れません。そこは事務局が色々検討されていらっしゃると思います。

●議題（２）協議会の取組について（案）

○事務局（都市計画課） 前回の内容の振り返りです。自転車と健康を関連させた情報発信と自転車のルールやマナーの周知に関する動画を作成し、ホームページや市役所のデジタルサイネージなどでの掲載をしていきたいとお話しさせていただきました。基本的な方向性としては、短めの動画、専門的な視点でポイントを掲載していきたいとの話でした。

具体的な動画イメージとしては、健康づくり課に協力を依頼するにあたって、健康づくり課が進める「歩くプロジェクト」と連携して、取組を進めるのはいかがでしょうかというお話をさせていただきました。動画のイメージ例としては、散歩後にシェアサイクルを使ってポタリングで戻る、「徒歩」、「自転車」のそれぞれの健康に関する効果を紹介、併せて、「自転車のルール」や「自転車安全利用五則」、整備が進む自転車通行空間のルールを紹介、といったことをイメージしているということでした。基本的な方向性としては、短めの動画、専門的な視点でポイントを掲載していきたいとの話でした。

前回ご紹介した構成の一例です。場面については、お散歩に自転車を組み合わせてみませんかといった投げかけから始まり、歩くことや自転車の健康的な効果を紹介し、自転車を使うに当たってのルールの紹介といった流れでした。

先ほどの前回の内容のご紹介した際に皆様から頂いた意見がこちらになります。動画の構成は提示された素案そのままでもいいかもしれない、年齢対象別に合わせて作ってもいいかも。自転車利用ルールの啓発・周知は実際の事故事例や罰則の紹介をするとインパクトが強いのでは、縦長画面サイズの動画も作成するといい、駅・バスのサイネージも活用できるといい。このように、皆様と作ることで様々な発想や意見が出ると思いますし、前回の協議会では、委員の方からご協力をいただける方もいらっしゃるという話も伺っているので、動画作成チームを作り、協議会として作成することをご提案させていただきます。

動画作成チームについては次のとおりです。委員内の有志で結成し、人数は３～４人程度を想定しております。報酬については申し訳ございませんが、無報酬とさせていただきます。実際の作業としましては、動画構成に関する議論を想定しております。場合によっては撮影協力もお願いすることがあるかもしれません。出来る範囲で結構ですのでご協力いただけると幸いです。次に動画概要についてですが、施策No.21に関連する健康増進をメインテーマにルール＆マナー周知も入れつつ作成。動画の長さは１分程度を想定で、縦長サイズの動画も作成。掲載先は市庁舎サイネージやご協力がいただければ交通事業者様のサイネージなどで掲載したいと考えております。概要、チームについては後程質疑の場で意見交換ができればと考えております。よろしくお願いいたします。

動画作成に関するスケジュールです。7月から12月中旬ごろまでに動画を作成し、動画の概略が固まったところで11月頃から1月中旬ぐらいまでに事務局で掲載先との調整を行う予定です。なお、掲載先調整時期についてはこのスケジュール表にとらわれることなく、ご協力いただける事業者様のご予定に合わせさせていただきますので調整をさせていただければと思います。その後、動画を掲載し、次回の協議会時には掲載がされているようにしていきたいと考えております。動画作成チームにご興味がある方は事務局にお声掛けください。よろしくお願いいたします。以上でご説明を終わりますが、前回動画の作成の取り組みをお話させていただいた際に、委員の方からパイロット版の動画を作っていただきまして、一例ではありますがご覧いただければと思いますので、1分程度の動画を流させていただきます。

<動画放映>

○C委員 私なりにイメージを作ってみました、1分という長さであの情報は絶対に読めないはず。今読めなかったところは何だろうと、見返してみたいくなるようにわざと長い速いテンポで作りました。だから、短くて情報が伝わらないというのではなく、何回も見るという前提として作っていて、このバージョンはあくまでも広く浅い感じなので、もう少し対象別に色々なバリエーションを作ってみてもいいかなと思っています。

○I委員 駅、バスのサイネージを活用できるというところで、バスの車内につかましてサイネージは2つ付いており、1つは運賃表示器で運賃と、次バス停を案内しています。こちらは利用者にとって必要な情報なので、このサイネージに出していくことは難しいかなと考えています。もう1点は、グループ会社の方で広告費をいただいて出しているサイネージなので、グループ会社との調整もかかってくるので、バスの車内では難しいかなと個人的には感じているところでございます。ただ一方で、辻堂とか湘南台にバスの接近情報を表示するサイネージがございますので、そういったところに表示していくことが社内で検討ができるのかなとは思ってはいますが、作業費用も発生してくるので、藤沢市の方で費用を捻出していただくことが可能なかというところをお聞きしたいなと思っています。

○事務局（都市計画課） 作業費用について、今は想定していなかったのも、難しい部分もあるかもしれないですが、持ち帰って検討させていただきます。

○I委員 今回の動画が1分程度ということなので、バスの接近情報を流しているサイネージも利用するお客様にとっては必要な情報が流れているので、1分のデータを流せる

かどうかというのは、社内でも確認をしていきたいと思います

○岡村会長 一通りの議題は終了しましたが、全体として何かご発言ありましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。そうしましたら、進行を事務局でお願いします。

○事務局（都市計画課） 本日は、お忙しい中、長時間にわたりありがとうございます。お帰りになって何かお気づきになった点、ご意見、ご質問などがございましたら、都市計画課までご連絡をいただければと思います。また、本日、お車でご来場いただき、朝日町駐車場をご利用の方は、この後、事務局までお声掛けください。次回の第28回ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会の日程につきましては、令和8年2月頃の開催を予定しております。改めてお知らせしますので、よろしくお願いします。以上を持ちまして、「第27回ふじさわサイクルプラン推進連絡協議会」を終わらせていただきます。ありがとうございました。

●閉会 午後3時52分